

新型コロナウイルス陽性者と【濃厚接触】した場合

【濃厚接触の具体例】

- ①新型コロナウイルス陽性者（以下陽性者）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内、会食等を含む）があった。
- ②適切な感染防護なしに、陽性者の看護もしくは介護をした。
- ③陽性者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い。
- ④手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典：国立感染症研究所 感染症疫学センター

上記に該当するものは、濃厚接触者になり、感染している可能性があります。
他の人との接触を避け、すみやかに最寄りの「**新型コロナ受診相談センター**」に電話で相談してください。また、同時に「**電話**」「**manaba**」にて学生支援センターへ現状を報告してください。

新型コロナ受診相談センターへ連絡

新型コロナ受診相談センター
指定の医療機関で受診

※自身のID・PASSでmanabaにログインしてください

「**manaba**」にて学生支援センターへ報告
※コース「新型コロナウイルス感染調査」からアンケート
「**②感染疑い報告**」に回答してください。

新型コロナ受診相談センターより医療機関への**受診・検査不要**と言われた場合も、学生支援センターへ報告してください。

「**陽性**」の場合（感染あり）

「**陰性**」の場合（感染なし）

※自身のID・PASSでmanabaにログインしてください

「**manaba**」にて学生支援センターへ結果報告
※コース「新型コロナウイルス感染調査」からアンケート「**③検査結果報告**」に回答してください。

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められたため学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされます。
陽性「感染あり」と診断された場合は、医療機関の主治医の許可があるまで療養し、大学への登校は控えてください。主治医からの「許可」後は**学生支援センターへ連絡**し、登校の可否等を相談してください。

最終的な登校の判断等は、**学生支援センターへ**
相談してください。
Tel : 072-977-9574

症状が快復した場合は、通常登校してください。
（快復後一週間以内に教務部へ公欠願を提出してください）
※期間を超えた場合、公欠願を受理することはできません。